

〔別紙〕

事業報告書

(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 なかむら内科診療所
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市万屋町5番7号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和62年 9月 1日

- (4) 設立登記年月日 昭和62年 9月10日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	中村 良三	
理事	中村 慶子	
理事	福島 二三子	
監事	中村 元徳	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 なかむら内科診療所	長崎県長崎市万屋町5番7号	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年7月19日 令和3年度決算の決定

令和4年7月19日 令和4年度役員報酬限度額の決定

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市万屋町5番7号

貸借対照表

(令和 5年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	38,079	I 流動負債	4,829
II 固定資産	23,399	II 固定負債	0
1 有形固定資産	10,243	負債合計	4,829
2 無形固定資産	1,015	純資産の部	
3 その他の資産	12,140	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	46,649
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	56,649
資産合計	61,478	負債・純資産合計	61,478

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市万屋町5番7号

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 6月 1日 至 令和 5年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	89,136
2 事業費用	95,259
本来業務事業損失	6,123
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	6,123
II 事業外収益	250
III 事業外費用	64
経常損失	5,937
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	5,937
法人税	71
当期純損失	6,008

様式 2

法人名 医療法人社団 なかむら内科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市万屋町5番7号

財 産 目 録  
(令和 5年 5月31日現在)

1. 資 産 額	61,478 千円
2. 負 債 額	4,829 千円
3. 純 資 産 額	56,649 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	38,079
B 固 定 資 産	23,399
C 資 産 合 計 (A+B)	61,478
D 負 債 合 計	4,829
E 純 資 産 (C-D)	56,649

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式5

## 監事監査報告書

医療法人社団 なかむら内科診療所  
理事長 中村 良三 殿

私は、医療法人社団 なかむら内科診療所の令和4年度第36会計年度(令和4年 6月 1日から令和5年 5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和 5年 7月 19日

医療法人社団 なかむら内科診療所  
監事 中村 元徳